

# 平成27年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成27年12月21日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成27年12月21日(月) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	2番議員	小澤哲夫
3番議員	吉筋恵治	4番議員	中根幸男
5番議員	鈴木托治	6番議員	西田彰
8番議員	亀澤進	9番議員	山本俊康
10番議員	榊原淑友	11番議員	片岡健
12番議員	小沢一男		

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	杉山真人
防災監	村松利郎	企画財政課長	長野了
税務課長	村松也寸志	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松富夫	産業課長	三浦強
建設課長	村松弘	上下水道課長	大場満明
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	西谷勉次	会計管理者	村松達雄

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦健 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

- 中遠広域事務組合議会議員の補欠選挙
- 議案第65号 森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例について
- 議案第66号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 森町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 森町農業委員会の委員の定数条例について
- 議案第69号 森町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例について
- 議案第70号 森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 平成27年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第72号 平成27年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第73号 平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 平成27年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第75号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 議案第76号 森町道路線の廃止について
- 議案第77号 森町道路線の認定について

- 発議第 2号 森町議会会議規則の一部を改正する規則について  
 ————— 一般質問  
 ————— 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について  
 議案第78号 平成27年度森町一般会計補正予算（第7号）  
 ————— 議員の辞職  
 ————— 議長の選挙

< 議事の経過 >

- 議 長 （ 榊原 淑 友 君 ） 出席議員が定足数に達しておりますので、  
 これから本日の会議を開きます。  
 日程第1、「常任委員会所管事務調査委員長報告」を行います。  
 最初に、第一常任委員会委員長、亀澤進君。
- 8 番議員 （ 亀澤 進 君 ） 平成27年度第一常任委員会、所管事務調査  
 に係る委員長報告をいたします。  
 9月議会定例会において議決されました、第一常任委員会の所管  
 事務調査を、第二常任委員会と合同で、11月17日・18日・19日に第  
 一・第二常任委員会委員11名、議会事務局職員2名が随行し、総勢  
 13名で行いました。  
 第一常任委員会は、北海道茅部郡森町の「議会運営、委員会・一  
 般質問、広報・議会報告会、通年議会について」と、北海道伊達市  
 の「伊達ウェルシーランド構想の成果と今後について」を調査目的  
 として視察を行いました。  
 北海道森町は、我が町と47年もの交流がある友好町です。また、  
 本年は合併10周年の年で、各種記念イベントを開催しているとのこ  
 とでした。  
 人口は、本年5月1日現在で16,791人、面積は368.27平方キロメ  
 ートル、平成27年度予算は90億7千万円、議員定数は16名、一次産  
 業が盛んで、面積と冬の厳しさを除けば我が町と近似し、町の風景  
 も似ていて、更に同じ町名から違和感を感じることもなく、友好町  
 として最適の町でした。

17日午後2時30分に役場庁舎に到着し、「議会運営、委員会・一般質問、広報・議会報告会、通年議会について」の視察研修を開始しました。

北海道森町議会の議会運営委員会は、議会開催の概ね3日から5日前に行い、終了後速やかに各議員に議案を配布し、本会議前に全員協議会で、議案の概要等議会運営に関する委員長報告を実施しているとのことでした。

当町では通年議会を採用しており、会期は、1月1日から同年12月31日までとしているそうです。

また、定例会議を、3月と9月は1日から15日まで、6月と12月は第2火曜日及び同水曜日と定めたことにより、一般質問、意見書案等の提出案内を30日前頃に議員に出しているため、予定が立てやすいとのことでした。

予算及び決算の審査は、予算については議長を除いた全員特別委員会、決算については議長と監査委員を除いた全員特別委員会を設置して、委員会付託として議場で審議・審査、質疑、採決をしているとのことでした。

委員会構成は、総務経済常任委員会8人、民生文教常任委員会8人、広報広聴常任委員会15人、議会運営委員会7人で構成されており、議長はどの委員会にも所属していないとのことでした。

一般質問は、通告制を採用していて、定例会招集日の10日前までを期限とし、予算審議のある3月会議においてはこの限りではないとのことでした。

質問は原則3回、一問一答方式を採用し、答弁者の反問権は認められていないとのことでした。

議会だよりは、定例会の翌月に速報としてミニ通信を、その翌月に本誌を発行しているとのことでした。

また、編集委員会の構成は、副議長と各常任委員会から2名を選任し、広報広聴常任委員会の下に小委員会として組織されているとのことでした。

議会報告会は、平成23年度から年2回ほど開催し、当初は住民を対象に実施していたが、集まりが余り良くなく要望が多いため、平成26年度より、事務局が設置されている団体を対象に、意見交換を主とした対話集会に変化しているとのことでした。

通年議会の経緯は、過去の町長と議会との確執から取り入れ、議会が主導的に会議を開く仕組みにすることができたとのことでした。

通年議会にして変わったことは、会期を年1回とし、定例日を指定したことにより計画が立てやすくなった。臨時会がなくなったことにより、町長の招集権がなくなり、告示行為も必要なくなった。閉会中の期間がなくなり、委員会の所管事務調査が随時必要に応じてできることになった。専決処分の指定を行い制限を加えた。とのことでした。

今回、通年議会の視察研修は初めてで、大変勉強になりました。また、議員定数を減らしていく中、全員特別委員会を設けているところもよく耳にするようになったので、更に研究が必要だと思いました。

以上で北海道森町での所管事務調査を終了し、次に、18日午前10時20分より北海道伊達市庁舎の議会第1会議室にて、「伊達ウェルシーランド構想の成果と今後について」を視察研修しました。

伊達市は、北海道の南西部、札幌市と函館市の間に位置し、病院、大型ショッピングセンター、福祉施設などの生活に必要な施設が集約された「コンパクトシティ」で、道内でも雪が少なく、四季を通じて気候が温暖な土地となっております。

また、環境・福祉など、住民と行政が一体となって積極的に取り組み、平成19年度地域づくり総務大臣表彰を受賞しております。

当市は、超高齢化・人口減少社会の到来をいち早く予測し、平成13年度に行政と民間の協働による「伊達ウェルシーランド構想」を策定しました。

構想の目的としては、一つ目に、伊達市内及び近郊だけでなく、北海道ひいては全国各地から高齢者が住んでみたいと思う魅力ある

町。二つ目に、新たなサービスの導入によりコミュニティビジネス  
プラス新たな雇用が創出され、働く女性や若者の流入が進む活気あ  
る町。三つ目に、このような働く人たちが住み続けたいと思う安心  
・安全の町。となっております。

平成14年1月に、構想の趣旨に賛同する、概ね50歳以下の若い層  
の方々の参加を募って「伊達ウェルシーランド構想プロジェクト研  
究会」を発足し、市内の金融・住宅・不動産・福祉などの各分野の  
メンバーが集まり、「伊達で何をすべきか、何ができるか」研究を  
行ったそうです。

プロジェクト研究会での約2年間の活動により、新しい生活産業  
の姿が示され、事業化手法の検討課題が具体化されたことを受け、  
事業の創出をより明確に打ち出した活動を目指し、研究会を再編し  
て、平成16年5月に、「豊かなまち創出協議会」を設立し、50歳を  
上限にメンバーが入れ替わりながら、平成24年までの8期8年間活  
動しました。

主な取組としては、一つ目に「伊達版安心ハウス」の提供で、高  
齢者が安心・安全・快適に住むことができる良質な建物、種類によ  
って住宅型・施設型・グループホーム型や訪問介護事業所を併設し  
たものなどで、伊達市では、市の独自基準である「伊達版安心ハウ  
ス認定制度」を制定し、良質な高齢者向け住宅を民間活力により普  
及促進しているようで、現在、伊達市内には認定を受けた安心ハウ  
スとして2棟65戸が民間事業として供給されているそうです。稼働  
率は7～8割ということです。

二つ目は「伊達版優良田園住宅『田園せきない』」の提供で、農  
山村地域、都市の近郊その他の良好な自然環境を形成している地域  
に所在する一戸建ての住宅を指し、総務省では、多様な住環境の一  
環として、自然的環境の豊かな地域でゆとりある生活を営むことを  
求める田園居住に対するニーズの高まりを受け、平成10年7月に「優  
良田園住宅の建設の促進に関する法律」を施行し、伊達市では、同  
法に基づく基本方針を平成17年3月に策定し、市有地である農業セ

ンター跡地を活用した民間開発による建設事業を進めてきました。

区画は127～257坪までの全53区画、販売価格は5,023千円から8,980千円、指定された市内の建築業者に住宅建築を依頼する建築条件付で、約5年で宅地販売を終了したそうです。

今後の課題は住宅の流通促進で、地域住民の「住み替え」を促進して住宅を市場に流通させるとともに、地域外からの「移住」を促進して人口増加を図ることにより、生活の質の向上と地域全体の活性化を目指すことだそうです。

三つ目は「伊達版ライフモビリティサービス『愛のりタクシー』」で、北海道では、土地の広さや冬の寒さなどから自家用車の保有率・利用率が高く、バスなどの公共交通は衰退傾向にあり、高齢化が急速に進行している中、生活の足の確保が重要で、自動車を運転しない方々が、負担が少なく安心して利用できる新しい交通手段として、会員・予約制の乗合いタクシー事業を推進しているそうです。

基本コンセプトとして、希望の場所から希望の場所までドアtoドアで移送。乗合いを取り入れることにより、一運行当たりの利用者数を増やしタクシー以下の料金での移送サービスを提供。移送サービスだけでなく、これまでにない買物代行などの生活支援サービスを付加サービスとして提供。が掲げられています。

運行内容は、運行区域が合併した大滝区を除く市内全域、東西17.3キロメートル、南北18.5キロメートルで、運行日は月曜日から土曜日で祝祭日は除く、運行時間は午前8時から午後6時まで、受付方法は前日の予約受付が日曜日から金曜日までの午後1時から午後6時まで、当日の予約受付が月曜日から土曜日までの午前7時から午後5時まで、対象者は満60歳以上の方で、自分で乗り降りすることが可能な方、なお事前に入会手数料千円を支払い会員登録が必要、事業主体は伊達商工会議所、運行業者は市内タクシー会社2社、予約受付は運行業者であるタクシー会社、使用車両は一般のタクシー車両で「愛のり」である旨を表示、運賃は市内9地区に区分され、同一地区及び隣接地区への移動は500円、以降1地区ごとに500円の

加算となっているそうです。

平成26年度末の事業実績は、会員2,300人、年間利用数14,500件、1日当たり53件の利用数で、補助額は年間14,000千円だそうです。また、乗合率を上げれば収入につながるとのことでした。

本構想における全般的な課題としては、地域情報の発信・地域情報センターの整備で、地域情報の総合的な案内役として、伊達市民を始め道内外の移住希望者への情報発信の他、各種紹介、相談、生活支援などを多方面にわたる様々な情報の一元化機能を持った情報センター、いわゆるコンシェルジュの整備が必要で、平成18年春より地元のIT関連会社が地域の企業・団体の資本参加を受け新会社としてスタートしているが、まだまだ内容は乏しく、民間会社として収益を上げられる事業を構築しつつ、提供サービスの拡充などを図っていけるよう模索しているとのことでした。

この他に、ウェルシーランド構想と並行して進めてきた事業の一つに「移住・定住促進事業」があり、より積極的に首都圏の団塊世代を中心とした「人の誘致」のための移住促進の取組を実施しているそうです。

取組内容としては、市役所への移住相談に対し、ワンストップで対応する窓口を設置し、電話・メール・来庁者への相談の対応や、伊達市に関する各種資料の提供、説明、市内案内等を実施する。移住体験としての「お試し暮らし」や季節滞在のニーズがあるため、生活に必要な家具・家電などの生活用品一式を揃えた民間賃貸アパートを用意し、市担当課が総合窓口となり、豊かなまち創出協議会などと連携しながら滞在者の生活をサポートする「ちょっと暮らし事業」。北海道庁と連携を図りながらの各種PR事業があるそうです。

また、別の取組で、「伊達市の応援団!!『心の伊達市民』』という事業を平成18年1月からスタートし、全国から一口千円で伊達の応援団を募り、伊達市のPRやまちづくりに関するアドバイスを寄せていただくものだそうです。

特典としては、「心の伊達市民」住民票の送付、「心の伊達市民」



名刺の送付、納めた年会費に応じた特産品の送付、ツアーや交流会の実施があるそうです。

平成27年4月時点での会員数は、約1,300人にのぼるそうです。

近年の伊達市の人口増減は、ほぼ横ばいであり、自然減を社会増で補ってきたということです。

大変すばらしい取組姿勢に森町議会一同大変驚かされました。また、市内の昼食場所へ向かう道程で、市街地の電線地中化や景観の統一化が進んでいることを目にし、更に驚かされました。

今回2箇所の視察研修は大変参考になり、今後の森町にも活かせるよう、研究を進めていきたいと思いました。

以上で、第一常任委員会、所管事務調査の報告とさせていただきます。

議長  
2番議員

( 榊原淑夫君 )次に、第二常任委員会委員長、小澤哲夫君。  
( 小澤哲夫君 )平成27年度第二常任委員会、所管事務調査に係る委員長報告をいたします。

9月議会定例会で議決されました、第二常任委員会の所管事務調査を、第一常任委員会と合同で、11月17日から19日に第一常任委員5名、第二常任委員6名と、議会事務局職員2名が随行し、総勢13名で実施しました。

第二常任委員会は、北海道夕張市農業協同組合の「夕張メロンの販売戦略について」を調査目的として、19日に夕張市農協にて視察を行いました。

夕張市農協営農部長兼経済部長の木下誠氏よりあいさつを頂いた後、夕張市の農業及び農協の概要の説明、夕張メロンとしてのブランドの確立・販売戦略の説明を受け、最後に夕張メロンの誕生からブランドを確立させたドキュメント、NHK番組「プロジェクトX」のビデオを拝見いたしました。

夕張市は、明治21年に夕張炭田が発見されたことに始まり、炭鉱の町として栄え、一時は人口116,908人を抱える都市でした。しかし、エネルギー革命、石炭政策の後退などがあり、炭鉱は順次閉山

を余儀なくされ、1990年（平成2年）に最後まで残っていた炭鉱も閉山しました。この影響を受け、他に産業等もなく人口流出に歯止めがかからず、2007年（平成19年）3月に財政再建団体に指定され、事実上財政破たんをしました。本年3月末現在では、人口9,362人、農家数141戸、うちメロン農家戸数は126戸ということです。

夕張市農協の正組合員は、183戸、264名、準組合員個人は2,410名で、職員数は56名、理事8名、監事3名、販売事業は2,387,000千円、うちメロンが2,212,000千円で約93パーセントを占め、さらに、規格外品を有効利用し、果汁などを加工品に利用し売上高も約430,000千円あり、まさに夕張メロンの農協となっているということです。

また、メロンは連作障害が出るため、接木のための台木が必要になりますが、この台木の種、そして夕張メロン、夕張キングという品種であります。この原種を農協が持ち、一元管理しているということです。他のところでも同じようなメロンが生産されてきましたが、商品名「夕張メロン」、また品種名「夕張キング」も商標登録し、一元出荷全量共撰方式の確立、徹底した品質管理等を行い、高級メロンとしてのブランドの確立と保護をしているということです。

他の農業は、夕張山系による三方を山々に囲まれ、平坦な土地は少なく、また、火山灰質の土壌では適した作物はアスパラや長いもなどと限られ、若干のトマトや大豆、野菜、飼料作物等がある程度とのことでした。

夕張メロンの歴史ですが、1957年（昭和32年）に、夕張市に赴任した一人の農業改良普及員が、農家の自家用にと栽培されていたウリのような「スパイシー」というメロンに出会ったのが最初です。砂糖をかけないと食べられない味でしたが、甘く芳醇な香りを持ち、果肉の赤色は強い個性であり、夕張の特産品になると考え品種改良に乗り出したのが「夕張メロン」の始まりでした。

1960年（昭和35年）に農協の生産組織として、メロン組合を立ち上げ、交配に必要な原種を求めることから始まったのですが、

日本中をかけずり回り少しの種を分けてもらうことができました。最初はなかなか種を分けてもらうことはなく、話も聞いてもらえなかったようです。そうした苦勞を乗り越えて、種を得て交配をしたものの、4月でも北海道の厳しい寒さの中では発芽をしない、発芽しても枯れてしまうなど、さらなる苦勞を重ねてようやく、ジューシーな赤い果肉、芳醇な香り、とろけるような甘みを持つメロンが育ちました。1961年（昭和36年）のことでした。

しかし、農業改良普及員が作った出荷規格は大変厳しいもので、重さが足りない、甘さが足りない、ネットが駄目だ、などにより出荷されたメロンのほとんどが廃棄されていったのでした。農家は猛反発しましたが、その基準は変えられませんでした。「どんなにいい品種を生み出しても、品質管理が行き届かなかつたら駄目になる。品質管理こそが産地の命である。」農業改良普及員のことばに農家は奮い立ちました。メロン専用のハウスを建て、太陽の光の量の調節、温度管理など、時にはハウスに寝泊まりして行いました。そして、姿、香り、味、どれをとっても他に類を見ない夕張メロンの誕生となったのが、その年の8月の終わり頃でした。

1963年（昭和38年）、次々と炭鉱が閉山していく中、農家は生き残りをかけ東京への出荷を試みました。まだ、今のような青果物の輸送管理技術はなかった時代です。メロンは、熟してから食べごろまでの期間が短く、輸送時間、コストなど幾多のハードルを越えなければなりません。試行錯誤の結果、一步違えば大赤字となる空輸の道を選んだのですが、市場では、「かぼちゃメロン」とバカにされ、静岡メロンの半値以下での取引でした。それでも農家は、この品質ならいつか認められると信じ、厳格な出荷基準を守り栽培を続けました。

読売巨人軍が黄金期の頃、農協職員が札幌の円山球場で行われる巨人戦でのホームラン賞に、夕張メロンを提供したらと発案しました。このメロンを食べたある選手が、「北海道の楽しみは、海産物と夕張メロン」と話したことから、知名度が一気に上がり、東京の

有名デパートがギフト商品としての取扱いが始まったのです。

ところが、店頭から消費者に届くまでに日数を費やし、腐ったりして食べられないというクレームが出てきました。そこで1978年(昭和53年)、農協では注文のあった消費者への産地直送をデパートに提案しました。デパートの担当者の現地視察を受け、一元管理、全量共撰と出荷基準の厳しさを認められ、産地直送による販売が始まり、北海道の名産品として認知されるようになったのです。

また、規格外のメロンを利用した果肉やジュースなどは、グリコ、亀井製菓、カルピスなどの大手メーカーや北海道内のお菓子やケーキ屋さんなどに幅広く利活用されています。原料は量的にはそれほどあるわけではないので、一社一商品程度に限定して「夕張メロン」の名前入りの菓子、クッキー、パン、ジュース、ゼリー、アイスクリームなど様々な商品が出されているようです。北海道のメロンは夏しか収穫できず出回りもしませんが、これは、「夕張メロン」という名前が、全国で1年中使ってもらえるという認知度の向上への戦略の一つであります。

農協では、狭い耕地で更に収益を上げるため、品種改良や栽培技術、認知度の向上に向けて研究を重ねているとのこと。

森町でも、夕張メロンが誕生したときと同じ頃森のレタスが誕生し、農家・農協や農業改良普及員のたゆまぬ努力があって、日本一のレタスという名声や産地化へと進んできました。また、その技術や戦略等がトウモロコシの産地につながったものと思います。治郎柿やお茶もあります。

しかしながら、今日TPPや、他産地の追上げ等があり、森町でも安閑としてはられません。消費者の心をつかみ、森町の農産品ならと買ってもらえるような、おいしく安全・安心な農産物を、これからも生産していく努力が必要になります。

今年の冬は暖冬で、レタス栽培にとっては大変難しい対応を迫られているようです。自然は農産物にとって大変有り難いものではありますが、時には牙をも向けてきます。自然相手のリスク管理・価

格管理といった意味からも、他の品目を模索・研究していくことも必要かと思われます。夕張市農協の産地化への努力や方法、戦略は大変参考になるものであり、これからの森町にとって方向性の教示の一つとして、有意義な、また夕張市の農家や農協職員の夕張メロンにかける情熱に感動した所管事務調査となりました。

以上で、第二常任委員会、所管事務調査の報告とさせていただきます。

議長 ( 榎原淑友 君 ) 以上で、常任委員会所管事務調査委員長報告を終わります。

日程第2、「中遠広域事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、一人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 榎原淑友 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 榎原淑友 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中遠広域事務組合議会議員に西田彰君を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名した者を、中遠広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 榎原淑友 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただ今指名しました西田彰君が中遠広域事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、当選されました西田彰君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第3、議案第65号「森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

( 西田彰君 ) 6番、西田です。ただ今上程されております、議案第65号「森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例について」、反対の立場から討論いたします。

私は、個人番号法に関しては、中止すべきであると考えています。国民一人一人を番号で識別するとともに、税をはじめとする個人情報一枚のカードに集約することによる、情報漏えいが危惧されるからであります。

初期段階では、税と社会保障をはじめとしての4事業と言われておりますが、今後はあらゆる行政事務事業と、さらには民間レベルへと広げようとの議論もされています。

様々なカードが氾濫する中で、個人情報のすべてを網羅することが可能な個人番号制度のメリットは、住民にはほんの一部のことではしかありません。議案第65号も、制定しなくても、今までの事務でできることになっています。新規条例制定は、番号法の今後にとっては初期段階であり、これから様々な法律改正が出されてくることは明らかです。

このようなことから、議案第65号に反対いたします。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の討論を終わります。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 他に討論はありませんか。

9 番、山本俊康君。

9 番議員 ( 山本俊康 君 ) 9 番、山本でございます。ただ今討論に付されております議案第65号「森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例について」、賛成の立場から討論を行います。

平成25年5月に公布されたこの法律、いわゆる番号法の施行に伴い、本年10月5日から個人番号が通知され、来年1月1日からは、番号カードの交付・利用が開始されることとなっております。町の利用事務として、条例で今回規定をしないと、実際の事務に支障が出るために、今回制定をするものであります。

まずは、住民の利便性の向上が図られることで、所得証明や国民健康保険受給資格等では、電算システムで確認できるため、証明書等の添付書類が不要となるため、証明書料金がかからなくなる、さらに、町の事務において、同姓同名者であっても個人番号により確認ができ、誤りがなくなる。電算システムにより、地方税額や国民健康保険の資格等の確認ができるなど、個人番号の利用により、庁内連携がスムーズとなり、申請事務の効率化が図られます。

国による法律の施行に合わせた町の条例整備であり、住民の利便性の向上に欠かせないものであります。実際の事務に支障が出ないよう整備するもので、今後各自治体との連携もされることとなり、相手のある事務に支障があってはなりません。今回の条例制定により利用範囲を拡大をするものではありません。

最後に今一度申し上げますが、国による法律の施行に合わせた、各自治体が条例で整備をするものであることを今一度申し上げ、本議案に賛成するものであります。

議員各位の賛同をお願い申し上げ、討論を終わります。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 他に討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 多 数 )

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 起立多数です。

したがって、議案第65号「森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第66号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第66号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第67号「森町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第67号「森町税条例の一部を改正する条例につ



いて」は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第68号「森町農業委員会の委員の定数条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 榊原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 榊原淑友君 ) 起立全員です。

したがって、議案第68号「森町農業委員会の委員の定数条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第69号「森町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 榊原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 榊原淑友君 ) 起立全員です。

したがって、議案第69号「森町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第70号「森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

議 長 ( 発言する者なし )

議 長 ( 榊原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 ( 起立全員 )

議 長 ( 榊原淑友君 ) 起立全員です。

したがって、議案第70号「森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第71号「平成27年度森町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1番、伊藤和子君。

1番議員 ( 伊藤和子君 ) 1番、伊藤和子でございます。ただ今討論に付されております議案題71号「平成27年度森町一般会計補正予算(第6号)」に対し、賛成の立場から討論いたします。

本補正予算は、補正前の歳入歳出にそれぞれ64,649千円を追加し、補正後の歳入歳出予算をそれぞれ7,890,009千円とするものです。

今回の予算の大半は、防災・減災の事業費用と道路改良事業にあてられております。町道北戸綿工業団地1号線の14,500千円は、舗装版のひび割れやわだち掘れが進行し、一部に陥没等が生じ緊急な対応をするための費用です。早期の完了を願っております。また、中川下工業専用地域内の町道太田川圃場南4号線改築工事に伴う、用地買収費12,006千円は、地権者との協議が整い、幅員9.5メートル、延長225メートルの新しい道路を造るための費用です。完成は平成30年頃ということですが、周辺の利便性等も考慮しながら、こちらも早期の工事完了を願っております。

また、拠点防災倉庫内に保管する防災資機材の購入費、町内の14指定避難所に停電時にも点灯可能な、夜間照明灯29基の設置費用、

森小学校校舎天井材の落下防止、屋上防水対策等、防災機能強化のための費用は、町民や子どもたちの命を守る町の防災・減災に対する強い意識の表れとして評価しております。

次に、小学校管理費、消耗品費128千円は、来年度の新入学児童全員に防犯ベルを配布するための費用です。これは、私が本年度9月の一般質問で教育長に提案をさせていただいたものです。子どもたちの通学時などの安全確保を図るための防犯ベル支給の必要性を、町長を始め、教育長、教育委員会の皆様方がご理解をしてくださり、早急な対応をとってくださったことを大変うれしく思っており、感謝申し上げます。

今後も、子どもたちの見守り体制の強化の充実と、防犯意識を高める教育につなげていってくださることに期待しながら、森町としての子育て支援の一つになってくれればと思っております。

その他にも、町民の方々からの暖かい寄附金を活用して、町民の森に防護柵やベンチの設置、県のパワーアップ事業費補助金を活用した商店会街路灯のLED化等、町民の要望にも応えております。

このようなことから、本補正予算は町民の安心・安全を守るための必要な予算の計上と、地域住民の要望にも応え、子育て支援整備の充実を図る有意義な予算であることから、本補正予算に賛成いたします。議員各位のご賛同をお願いし、私の賛成討論を終わります。

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 他に討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第71号「平成27年度森町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第72号「平成27年度森町介護保険特別会計補正予

算（第2号）」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長（ 榊原淑友 君 ）「討論なし」と認めます。

これから議案第72号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立全員 ）

議長（ 榊原淑友 君 ）起立全員です。

したがって、議案第72号「平成27年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第73号「平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長（ 榊原淑友 君 ）「討論なし」と認めます。

これから議案第73号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立全員 ）

議長（ 榊原淑友 君 ）起立全員です。

したがって、議案第73号「平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第74号「平成27年度森町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長（ 榊原淑友 君 ）「討論なし」と認めます。

これから議案第74号を採決します。

議長 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )  
( 榑原淑友君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第74号「平成27年度森町水道事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。  
日程第13、議案第75号「静岡県市町総合事務組合規約の変更について」を議題とします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
( 発言する者なし )  
議長 ( 榑原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第75号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )  
議長 ( 榑原淑友君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第75号「静岡県市町総合事務組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。  
日程第14、議案第76号「森町道路線の廃止について」を議題とします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
( 発言する者なし )  
議長 ( 榑原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第76号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )  
議長 ( 榑原淑友君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第76号「森町道路線の廃止について」は、原案のとおり可決されました。  
日程第15、議案第77号「森町道路線の認定について」を議題とし

ます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 榊原淑友君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第77号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 榊原淑友君 ) 起立全員です。

したがって、議案第77号「森町道路線の認定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第2号「森町議会傍聴規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議長 ( 榊原淑友君 ) お諮りします。

本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いません。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 榊原淑友君 ) 「異議なし」と認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 榊原淑友君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第2号「森町議会傍聴規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をします。再開を10時35分から行います。

( 午前10時25分 ~ 午前10時35分 休憩 )

議長 ( 榊原淑友君 ) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第17、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

12番、小沢一男君。

12番議員

( 小沢一男君 ) 12番、小沢です。通告に従い、村松町政5期16年の思いについて質問させていただきます。

本年3月議会におきまして、次期町長選への不出馬を表明されました。森町長として、今回は最後の定例会となります。

村松町長におかれましては、5期16年の長きにわたり、身を粉にして町政に携わってこられ、地方自治体にとっては逆境の時代の中、大変なご苦勞であったと思います。執行機関の長として、これまで多くの難局を乗り越えてこられたこと感服いたします。私は、村松町長に対します一般質問は今回が最後であると思いますとき、感慨ひとしおでございます。

村松町長は、昭和45年4月静岡県職員として奉職され、平成6年には湖西市助役として財政の村松として、その手腕を発揮されましたことは余りにも有名であります。

そして、太田町長勇退に当たり、その後継者として推され、町長選に立候補され、平成12年3月初当選を果たして以来、「協働のまちづくり」「住んでよし・訪れてよし」を掲げ、豊富な経験を活かし優れた政策能力を発揮され、第6代目森町長として町政を担当され、最終年も残すところ3箇月となり数々の功績を残され、このたびその任期を全うし、惜しまれながら退任されることになりました。

町長在任の16年間は、清廉でまじめな人となりは多くの町民に愛され、同時に開かれた町政に取り組み、快く町民と語り合う機会を持つなど、対話町政を確立されました。また、徹底した行財政改革に取り組み、公明正大な施策に取り組み、かつ大胆できめ細やかな政策にも取り組まれるなど、高く評価されております。

合併60周年に当たり、森町10年のあゆみのハード事業が冊子で紹介されております。特に防災の整備については、災害のないまちづくりを目指して、最優先して同報無線の戸別受信機の更新事業、消

防救急無線のデジタル化、森町防災拠点施設等の整備、近隣市にも見られない全避難所への防災倉庫の整備など、そして自主防災会倉庫、一般可搬ポンプ更新、諸備品整備、さらには公共下水道の整備に取り組み、特に森町浄化センターの整備を行い、また、教育にも情熱を持って力を入れ、学校給食拠点化施設整備事業、耐震補強事業、子育てしやすい環境づくり、森っ子出産祝金、幼稚園預かり保育、放課後児童クラブ実施、小学校における全学年への拡充、総合体育館森アリーナ新設、そして、森町の力強い産業実現を目指し新東名高速道路森掛川インターチェンジ、森町パーキングエリア・スマートインターチェンジ早期開設に向け並々ならぬご尽力をされ、健康・文化・都市基盤整備の面でも数々の事業を完成又は推進されるなど、人が時が要請される施設や環境整備に、ハード面だけでなくソフト面でも広範にわたり、森町と町民の福祉向上のために力を尽くされ、大きな足跡を残されました。

近隣市との広域行政の発展のためにも手腕を発揮されるなど、その功績は枚挙にいとまがありません。

また、この本会議場における一般質問の場面では、議員を相手に議論を戦わせ、弁舌さわやかな答弁は長く語り継がれることと思います。

5期16年森町のトップリーダーとして頑張ってくださった村松町長にとりまして、過去を顧みられるとき、感無量のものがあるかとお察しいたしますが、「功成り名を遂げて」、最後となる12月議会において町長の椅子を去られるに当たり、私は惜別の情を禁じ得ないものがございます。

町民の皆さんが「長い間ご苦労様でした」の言葉をかけることでしょう。この村松町政の確かな実績は、住民に高い評価と信頼を得ているところでもあります。今までの業績とご苦労に対し、心から深く敬意と感謝の意を表させていただきます。

まず、最初に5期16年のかじ取りをした町政の努力と評価の思いをお伺いします。また、次期町政に残された重要課題についてお伺



議 長  
町 長

いし、質問といたします。

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) 小沢議員の「村松町政5期16年の思いについて」のご質問にお答えいたします。

ただ今小沢議員から、本当に身に余るお言葉を頂戴いたしました。うれしく聞かせていただいたところでございます。特に小沢議員とは、私よりも1年早く、議員として就任され、そして今日まで共に森町発展のために努力をしてこられたわけでございます。この議員の中で一番の古参である小沢議員から、今のようなお言葉を頂いたことに対しまして、うれしく思っているところでございます。

私自身、浅学非才の身ではありますが、何とか5期16年の長きにわたって町政を担当させていただきました。

この16年間、町政を担当できたことにつきましては、ここにいらっしゃいます議会議員の皆様及び関係者の皆様、そして何よりも町民の方々のご理解・ご協力のおかげでございますし、また、森町職員のおかげと思っております。この場を借りて、本当に感謝申し上げたいと思います。

さて、まずは、1点目のご質問の「5期16年のかじ取りをした町政への努力と評価の思いについて」申し上げたいと思います。

就任当時のことを思い返しますと、森町をいかに魅力ある町にしていくか、住みよい町にしていくかという思いを持って、議会をはじめとする様々な方々と対話を重ねて、まちづくりを推進して参りました。

そういった中、「平成の大合併」の流れが押し寄せ、当町においては、住民投票の結果を尊重した議会の判断により、周辺自治体との合併を選択せず、単独の道を選択したところであります。

私は、合併を推進しておりましたので、その責任をとって辞職する前に、単独で生き残るために必要な、そしてすぐに対応可能な対策を打ち出し、出直し選挙を経て、再び町政を担わせていただくことになりました。

県の財政シミュレーションでは、平成20年度には財政が破たんすると見通される中、森町が単独であっても魅力あるまちづくりが可能となるよう、議会・町民の皆様のご理解・ご協力のもと、まずは集中改革プランの実施をはじめとする行財政改革の推進を周辺自治体以上に徹底して実施して参りました。

そうした取組を通じて、財政状況も安定軌道にのり、第8次森町総合計画に掲げる「ええら森町」の実現、また、選挙で掲げたマニフェストの実現に向けて、私自身、全身全霊で取り組んで参りました。

その成果のうちハード事業につきましては、先ほど小沢議員からご発言がありました「10年のあゆみ」のとおりであります。また、「協働のまちづくり」という方針のもと、ソフト事業についても、子育て支援事業を中心に取り組んできたところであります。

こうした取組の評価については、総合計画及びマニフェストに掲げた取組において、ほぼ100パーセントの着手率となっており、また、「10年のあゆみ」を見ていただいた、行財政改革推進委員会の委員の方から「市ではなく町の取組で、これほどの事業をやっていることに本当に驚いた」との言葉も頂いたところであり、「何とか頑張っただけでこれかな、少しはお役に立てたかな」という、正直、ほっとした気持ちになりました。

また、60周年記念式典において、小中学生作文コンクールの最優秀作品として発表のあった「魅力あふれる森町」の中で、「今のままでいてほしい。今の森町の魅力を失ってほしくない」との言葉があり、私はこの言葉を聞いて「就任当時の私の思いを少しは実現できたかな」という、うれしい気持ちになりました。

そして、こうした気持ちと同時に、町の魅力や取組をもっと積極的に分かりやすい形でPRし、知っていただくことも大切なことであると思ったところであります。

次に、2点目の「次期町政に残された課題」につきまして、申し上げます。

まちづくりについては、いつの時代になっても課題がなくなることはなく、私が考える、代表的なものについて申し上げたいと思います。

現在、国において、地方創生及び1億総活躍社会の実現に向けて動きだしておりますが、当町においては町民19,000人余が快適で安心して過ごすことができるよう、引き続きまちづくりを推進していかなければいけないと考えております。

そのためには、10月末に策定しました森町版総合戦略を踏まえた施策・事業について、見直しつつも、その実施に努め、地方創生の実現を目指していくことが重要であると思うのと同時に、この戦略の実施について、次の方にバトンタッチということで申し訳ない気持ちもございます。

また、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針及びまちづくりの長期的な展望を示す、次の総合計画、第9次森町総合計画の策定も大きな課題であると認識しております。

今年度は、町民へのアンケート調査や今後のまちづくりに対する提案募集などの基礎調査を実施しておりますので、こうした結果を活用しながら、新町長の特色を反映した、新たな総合計画を策定していただければと考えております。

そして、県と連携して取り組んでおります内陸フロンティア構想の推進も大きな課題であると認識しております。

新東名の開通による飛躍的なアクセス向上、それに伴い、町内に2箇所のインターチェンジも設置されました。

まち・ひと・しごと創生のためにも、企業や人の誘致、土地利用の活性化、人口減少を遅らせ安定的な人口の維持などが今後の課題であると認識しております。

幸い、中川下工業専用地域内の未利用地への企業誘致のための用地取得や、企業局と一体となった開発、町道の新設等も目途が立ったところでありますので、こうしたことを是非、成果に結びつけていただきたいと思いますと考えております。

さらに、平成24年11月に全国京都会議に加盟し、昨年、基本構想を策定して推進しております「遠州の小京都」のまちづくりでございます。

こちらにつきましても、現在、基本計画の策定の作業をしているところであり、今後、具体的にどのような手法・手段で事業を実施していくかが大きな課題であると認識しております。

最後になりましたが、この5期16年間、本当に様々なことがあり、本当に貴重な経験をさせていただきました。一心不乱、そして全力で駆け抜けて参りましたので、長いようで短いと申しますか、どう表現してよいか分からないところがございますけれども、本当に適切な言葉が見つからない気持ちであります。

そして、まだまだ残り数箇月あり、町政において気を抜くことなど許されませんので、これまでどおり、最後まで全力で全うして、この村松町政を終わらせたいと思っております。

また、この16年間、病気もせず健康で取り組めたことは、正直ほっとしております。

自分の5期16年間の思いについては、きっと、辞めて数箇月のうちに、思いがこみ上げてくるのかなあという、今はそういう心境でございます。

いずれにいたしましても、これまでのご支援・ご協力に対し、心から感謝申し上げますとともに、これからの残された数箇月、そして、新たな町長になりましたも、これまでと変わらないご支援・ご協力を議員の皆様をお願い申し上げまして、16年間の町政に対しましてご協力いただいたことを重ねて感謝申し上げます、答弁とさせていただきます。

議 長  
2 番議員

( 榊原淑夫君 ) 2番、小澤哲夫君。

( 小澤哲夫君 ) 2番、小澤哲夫でございます。

事前に通告いたしました、中学校の部活動について、教育委員長に質問したいと思います。

成長期にある中学生年代において、体を動かす部活動は大変有効

かつ有意義なものであることは言うまでもありません。町内の中学校では、ほとんどの生徒が何らかの部活動に所属して活動を行っています。しかし、部活動の数は少なく、子どもたちの選択肢は限られているのが現状ではないかと思われま

す。陸上競技やテニスのような個人競技は、団体競技に比べ人数が多い傾向にあり、一方、団体競技である野球は、単一中学校ではチーム編成ができず、合同チームとして大会に出ているのも現状であります。

また、部活動に参加したくてもやりたいものがないということで他の学校へ行ったり、各種のクラブチームに所属して通ったりしている生徒もいると聞いています。

今後少子化の影響により、生徒数の減少傾向はあるものの、極端な現象とはならないと思われま

議長 ( 榊原淑友 君 ) 教育長。

教育長 ( 比奈地敏彦 君 ) 小澤哲夫議員の「中学校の部活動について」教育委員長へのご質問であります

が、私、教育長からお答えいたします。中学校の部活動は、自発的・自主的に活動を行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、体力・技術の向上、ルールやマナーを守る態度を養うなど、学校生活に豊かさをもたらすとともに、その教育的意義は大きいものがあります。

しかし、社会の変化とともに部活動を取り巻く環境にも変化が見られるようになって参りました。少子化により生徒数が減少し、部員を確保できないため部活動が成り立たなくなったり、指導する教諭が競技の経験がなく指導体制が整わなかったりして、部活動そのものの運営が困難になってきていることは認識しています。加えて、社会体育の普及により、野球やサッカーなどクラブチームに参加し、

学校の部活動に所属しない生徒が少しずつ増えているのも現状です。

森町においても、各中学校とも生徒数の減少とともに少しずつ部活動の種類を減らしており、現在の設置数は、文化系の部活動を含め、旭が丘中学校では男女とも6部、森中学校では男女とも4部、泉陽中学校においては、男女とも2部ずつとなっております。

特に野球部については、議員がおっしゃるとおり、本年度の夏の大会以降3年生が抜けたことで、部員数がどの学校も減少したため、現在、3校合同で練習を行い試合にも合同で参加しております。

静岡県の中学校体育連盟では、単独チームによる大会参加の困難な学校が生じていることを配慮し、少人数の運動部に大会参加の機会を与えるという趣旨から、複数校による合同チームの編成での大会参加を認めております。合同チームで参加ができる種目は個人競技のないバスケットボール、サッカー、バレーボール、野球、ソフトボール、ハンドボールの6競技となっております。合同チームの編成を希望する学校においては、学校教育活動計画に基づいて部が設置され、合同チームは、日常的に合同練習を行い、それぞれの学校に顧問を置くことが条件となっております。

部活動の設置や運営については、学校の事情や職員構成もあることから、最終的には、学校の判断を尊重していくことが基本となります。なるべく多くの生徒に活躍できる場を設けるためにも、現状の見直しと改善策、新たな要望、指導体制の充実等について、学校長にも検討を要請しているところではありますが、部活動指導は授業とは別の指導力が求められますし、活動経験のない部の顧問になった場合は、それなりの管理・運営のノウハウや技術指導方法を学ぶなど、相当な時間と労力が必要となります。

このようなことから、学校としましては、活動中の事故防止への対応や、指導体制を考慮すると、現在ある部活動を運営していくのが正直限界で、新たな部の設置や復活は現状では難しいと思われま

今後、現存する部活動が引退や入部者が少ないため部員数が減少した場合は、合同にするということが考えられますが、新たに設置する部活動が試合参加人数に達しない数しか確保できない場合には、新たに立ち上げることは、大変難しいものと考えております。

今後も、学校との緊密な連携のもと、生徒数減少に伴う望ましい部活動の在り方について、磐周地域の状況も注視して検討をしていきたいと思っております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

議長  
2番議員

( 榊原淑夫君 ) 2番、小澤哲夫君。

( 小澤哲夫君 ) 今後において、部員数が減少した場合、合同チームにするというお考えはあるようで、多少安心はしたところですが、生徒の要望等があるならば、できるだけ実現できるようご努力をお願いしたいと思います。

新たに設置する部活動においては、参加する生徒の確保と教師の指導体制の問題もあり難しいとのことですが、一度生徒に対してアンケート等により希望を聞くことも必要ではないかと考えます。町内3中学校全体で、希望の多い部活の新設・復活も可能ではないのかなというように考えます。

指導者については、町内3中学校の教師の中から専任し、全体の指導をするというのも一つの案ではないかと考えますが、いかがでしょうか。全体の顧問になられた教師の負担は増すことになると思いますが、それぞれの学校において副顧問を置き、補佐をしていくこともできるのではと考えます。この点についての考え方をお聞かせください。

また、教師の指導者不足を補う点では、外部指導者を募るという選択肢もあるのではないのでしょうか。平日の指導は現実的には厳しいものがあると思われませんが、土曜日曜とかの練習・試合に指導を願うということもあると思います。この点はどのように考えるかお聞かせください。

最後に、この一般質問の通告をした後に公表された、全国体力テ

ストの結果についてお聞かせください。

県内の小中学校は、総体的には全国平均を上回りまずまずだと考えますが、小学校5年生男子のソフトボール投げで静岡県は最下位、ハンドボール投げの中学校2年生では全国平均を上回っているということですが、森町ではどうだったのでしょうか。新聞報道では、中学の運動部の加入率が高い効果が大いいとありました。

走る、投げる、飛ぶという人の基本動作は、小中学校時にやはり何らかのスポーツをすることということが重要であると思います。森町においては全国や県平均と比較して、どのようになっているか公表していただけないでしょうか。

以上、質問とさせていただきます。

議 長  
教 育 長

( 榊原淑友 君 ) 教育長。

( 比奈地敏彦 君 ) 二つ三つ、あったと思います。一つは、アンケートをどうかと、その部分で、多い部分を新設、復活したらどうだというようなご意見だと思いますが、アンケートをとること自体はやぶさかではないと、問題ではございません。ですが、先ほどの答弁とも関連してきますけども、合同チームを作ることを前提に新たな部を設置すると、それについては、現在の部活動にも影響がありますので、三つの中学校で状況をよく把握した上で検討していきたいと、そのようなものが正直なところでございます。

顧問等についても、先ほども触れたかもしれませんが、やはり磐周の中体連の規約というものがございまして、その中に必ず、各校に顧問を置くことが定められております。ですので、1校を代表として一人の顧問で運営するというということですね、そういうことはできませんので、体制等についても、今も課題がありますので、とにかく慎重に検討していけたらと、そのように思うところでございます。

外部指導者を募るということについては、それこそ学習指導要領等についても、その関連付け、地域や学校の実態に応じて、人々の協力っていうですかね、社会団体と連携して運営上の工夫を行えと、



そういうふうなことも明記されておりますので、外部の指導者については、飽くまでも直接の指導者ということではなくて、コーチであります。ですので、顧問に教諭をあてるという考え方は変わりはありませんので、それこそ運営の問題がございますので、やはりいろいろ考えさせられるところがあります。

ただ、地域在住の方に、いろいろそういう協力をお願いしてやっていくっていう考え方もありますので、これからも少し検討の材料にしていただけると、そのように思うところでございます。

体力テストの結果等についての分析は、承知しているところでございます。小学校については非常にボール投げ落ちているよということが盛んに言われて、私もことあるごとに、小体連の会議等で、こういう結果があったから頑張れよというようなものも、小体連の会長等についても情報交換をしながら、指導をさせていただいているところでございます。

本町についてもということですが、小学校5年生の男子については、県より上回っている、女子について、また、中学校の男女については、県とか全国の平均より結構上にあると、そういうような情報を校長会等で、校長の方からも聞いているところでございます。

この公表等の在り方については、昨年度も関連付けますけども、学調の公表等の問題と絡めますと、やはり人数が少ないところもございまして、そういうところも配慮しながら、校長会等で公表の在り方については投げかけさせていただきたいと、そのように思います。以上です。

議 長  
2 番議員

( 榊原淑夫君 ) 2番、小澤哲夫君。

( 小澤哲夫君 ) 中学校の部活の新設、あるいは復活等々、難しいという状況は分かります。また、外部の指導者、コーチという形になるかと思えますけども、それもなかなか難しい部分があるかと思えます。私も体育協会に携わらせていただいて、社会体育の必要性も感じておりますし、学校教育との学校体育との関連性も

重要かなというように思うところでございます。

今後、社会体育、学校の体育、協調して森町の住民のために、子どものためにしていかなきゃならないのかなというように思っています。

こうした体力テストの結果も踏まえ、これから社会体育の、体育協会も含め、いろんな体育協会の方にもスポーツ少年団を始め、競技部がございまして。今後そういう人と学校体育との協議と申しますか、連携と申しますか、そういったものが必要になるかと思われまして。その辺について、今後教育委員会として連携してやっていく意志があるのかどうか、その辺をお伺いして最後の質問とさせていただきます。

議長 ( 榎原淑友 君 ) 教育長。

教育長 ( 比奈地敏彦 君 ) 今回の再質問等については、子どもたち、また中学校の実態を見ますと、正直早々に今色々なことを検討していくっていうことについては、今考えておりません。

ただ、先ほども答弁の中で触れさせていただきましたように、学習指導要領の中に、きちっと各種団体の連携というのですかね、そういう中で、運営上の工夫について触れられていますので、やはりそこは軽視できないということがございます。

ですので、やはりこれから校長会等の中で情報を交換しながら、協議しながら、話題としてきちっと取り上げていくと、そのようなことをご理解をお願いしたいなと思っております。

議長 ( 榎原淑友 君 ) しばらく休憩をします。

( 午前11時11分 ～ 午前11時12分 休憩 )

議長 ( 榎原淑友 君 ) ただ今、傍聴席に手話通訳者の方に入場をいただきました。

傍聴席での手話通訳を許可いたしましたので、その旨ご承知おきいただきたいと思います。

休憩前に引き続き会議を再開します。

1番、伊藤和子君。

1 番議員

( 伊藤和子 君 ) 1 番、伊藤和子でございます。私は先に通告いたしましたように、「森町民に対しての防災情報の周知と住民向けメール配信について」町長にお伺いいたします。

現代では、人々の日常生活の中で、情報に対する要求が強くなり、個人の意思決定や行動をとる場合でも、一般的に情報への依存度が非常に高くなって参りました。

このような多様化した社会の中では、防災・減災、少子高齢化社会への対応など、様々な視点から行政と住民のコミュニケーションを図る重要性も高まっております。特に、行政側からの積極的な情報発信は欠かせません。

そのような中で、最近では多くの自治体が、災害時に迅速かつ正確な情報伝達ができる、住民向けの防災メール配信サービスを実施しております。情報を得る機会が増えますと、住民の皆様方の防災意識が高まり、人的被害の軽減にもつながるのではないかと考えます。

町として、住民への情報の伝達率の向上を目指す取組の中で、防災行政無線と連動したメール配信サービスの必要性を感じるとともに、住民の命を守るためには、多様な伝達手段を整備するシステムの構築が必要になってきたと思います。

まず1点目として、森町では、防災行政無線戸別受信機が各戸に設置されておりますが、設置状況をお伺いいたします。

2点目に、災害時や緊急時に、災害弱者であります聴覚障害をお持ちの方々などに対する情報伝達手段の現況と課題をお伺いいたします。

3点目に、近隣市町で実施されております「防災メール」配信のお考えについて、4点目に同報無線でお知らせしましたイベント情報など、住民向け情報のメール配信のお考えについてお伺いさせていただきます。

議長  
町長

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) 伊藤議員の「防災情報の周知と住民向けメ

ール配信について」のご質問にお答えいたします。

1点目の「森町防災行政無線戸別受信機の設置状況について」でありますが、森町では、災害時の通信体制の確立のために昭和58年度から2箇年にわたり、同報無線を整備し、昭和59年9月1日開局し、現在に至っております。

森町の同報無線の特徴は、親局を役場、屋外受信機（子局）を各地区の14箇所に、さらに、全世帯に戸別受信機を設置するという当時の県下では類を見ない戸別受信機を主体にしたシステムであり、夜間や大雨・強風時の屋内でも各世帯に迅速・確実に伝達できるシステムであります。他の町内では、パンザマスト方式によって住民に情報を流しているわけでございまして、屋内にいるとなかなか聞こえにくいということをよくお聞きします。

したがって、その補完手段としてメール等々を実施しているということの状況になってきているのではないのかなと思います。したがって、森町は同報無線を通じて災害の情報、あるいはその他の情報についても提供できる体制を作ることが最良であると、このように考えておりますことをまずはご理解いただきたいと思います。

そして、同報無線の設置状況としましては、町内全世帯、企業、各町内会の公民館等に設置しました。この施設が老朽化により更新の時期を迎えたため、平成21年度に親局の更新とともに、平成21年度から23年度にかけ、戸別受信機6,170台の更新を総事業費、約280,000千円で実施しました。

更新事業に当たり、アナログ方式を採用いたしましたが、これは、町の地形の特徴として、北部山間地を抱え電波の届きにくい地域特性があり、電波の特性として、アナログ電波はデジタル電波に比べ電波の波長が長く、山を越えて遠くまで届く特性があるため、従前のアナログ方式を採用しました。新しい戸別受信機は、全戸配布するとともに町内の企業や事業所から設置希望をとって配布いたしました。

また、放送を受信しにくい難聴地域の解消のために、屋外子局の新設を、平成22年度三倉地区に2基、平成25年度及び26年度に一宮地区に3基、計5基新設し、また、既存の子局14基については平成25年度から28年度にかけて更新を行っているところであります。また、個別に受信しにくいお宅には、平成23年度から26年度にかけて屋外アンテナの設置を行いました。

2点目の「災害時・緊急時、聴覚障害者等の方々に対する情報伝達手段の現状と課題について」であります。町内における聴覚障害者数は2級から6級までの手帳所持者数で70人、その中で、音声による情報伝達が困難な聴覚障害者と言われる重度の身体障害者手帳2級の方々は28人おります。

なお、聴覚障害者のみの世帯が一世帯ありますが、ふだんの情報伝達は、FAXを利用しており、避難行動要支援者として登録され、近所の方が支援者となって、緊急時にはその支援が受けられるようになっております。

3点目の「防災メール配信の考えについて」であります。火災や風水害などの災害の情報については、各家庭に同報無線でお知らせするとともに、大規模災害時には全国瞬時警報システム、Jアラートを活用し、気象庁から出される津波警報や噴火警報、緊急地震速報などの情報が自動的に同報無線により各家庭にも放送されるシステムとなっております。

また、消防団員全員及び役場職員には緊急メール配信サービスメールポコを使い情報伝達し、更に消防の中東遠指令センターからも消防団員には火災の情報を伝達しているところです。さらに、緊急速報メール（エリアメール）を使い、災害・避難情報などの情報を緊急時に流しております。これは、先般の地域防災訓練の日にも町から情報伝達訓練として発信いたしました。

このように、防災に関する情報については、様々な伝達方法をとっておりますが、当町では、住民の方への情報伝達は、先ほど申し上げましたように基本的には同報無線を主体に考えておりますの

で、「住民向け防災メール配信サービス」の実施は、申し訳ありませんけども今のところ考えておりません。

4点目のイベント情報等、住民向け情報のメール配信の考えについてであります。イベント情報等については、広報もりまちや町内回覧、森町のホームページへの掲載、また同報無線でもお知らせしております。

このように様々な方法でお知らせしており、最初に申し上げたとおり、森町では全世帯に戸別受信機を設置してありますので、これ以上の情報の伝達方法は今のところ考えておりません。

以上申し上げまして答弁といたします。

なお、特別な項目として、子育て支援モバイルサービスを、新しく始めまして、子育て支援の方々への必要な情報はこの子育て支援モバイルサービスで実施しているところでございます。

議 長  
1 番議員

( 榊原淑友 君 ) 1 番、伊藤和子君。

( 伊藤和子 君 ) 町長の消極的なご答弁で、非常に残念に思っております。災害時・緊急時において、行政側は正確な情報に基づき、適切な避難勧告等を発令し、住民の皆様方へ迅速にかつ正確に伝達できるような対策が必要です。住民皆様方のリスクや被害を最小限にするための避難行動の情報は、健常者・災害弱者にも平等に情報伝達されなければなりません。

同報無線の戸別受信機のデメリットは、設置してある場所、その部屋にいないと情報が伝達されないことです。お仕事で町外にいる方、町外へ外出中の方には伝わりません。

防災メール配信サービスの実施等、防災情報伝達の多重化は、以前から私は早急に取り組むべき課題であってよいのではないかと考えておりました。

昨年度から本年度にかけて、森町は防災・減災の取組の強化に力をいれて参りました。行政無線のデジタル化や防災倉庫の建設等、今後の森町の防災・減災の基盤となるものを築いてくださいました。私も何度か議会の場でその取組を評価し、賛成討論をさせてい

いただきました。

しかし、時代は変わりました。今後はさらに、情報伝達の多重化を目指し、行政サービスを充実させ、町民の命をしっかりと守り、今まで以上に安全・安心なまちづくりを目指していただきたいと思っております。時代に合った情報通信技術を活用し、防災に限らず、住民へのサービスの向上を進めていくのは行政のお役目ではないでしょうか。

今回の防災メール配信の必要性を強く感じていらっしゃる方々が、本日9名で傍聴席においでになっておられます。聴覚に障害をお持ちの方、また関係者の方々もおいでになられております。

行政側からの情報通信提供は健常者にも、障害をお持ちの方々にも、平等かつ公平でなければならないと、私は先ほども申し上げました。例えば、利用者が少ないからやらないとか、費用対効果云々とか、もしそのようなお考えがあるのであれば、私は非常に残念に思います。

自然災害はいつ起こるか分かりません。被害を最小限にとどめるには、防災情報伝達の多重化は避けては通れないと思っております。森町は地盤が強く、津波の心配もないため、危機感が薄いように感じます。しかし、豪雨による洪水や、想定外の自然災害は他人事ではなく、危機意識を高く持つことが必要です。

今回の防災メール配信は、聴覚などの障害をお持ちの方々にとっては、命に直結する大きな問題です。健常者である私たちには分からないことがたくさんあります。町長、耳が全く聞こえない状態を想像してみてください。災害時・緊急時に、音や声が聞こえなかったら、何を頼りにしますか。どうしたらよいのか迷いと不安でいっぱいになりませんか。そんなとき、携帯のメールで情報の確認ができれば、安心するのではないでしょうか。

再度お伺いいたします。防災メール配信サービスは、今後もお考えでないということではよろしいのでしょうか。

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄 君 ) 伊藤和子流の質問には、私も落胆をしました。

やはり、議員の皆さん方は色々な視点で、そして、自分の質問が一つ受けられないから消極です、それはいかがでしょうか。やはり、もう少し大きな度量で物事を判断してもらいたいと思います。

例えば、今メールの問題につきましても、聴覚障害者を対象にメールをいかがですかという質問ならば、当然行き届かない場合には、聞こえない人に、近所の人に避難する体制をとる、あるいは家族の方が聞こえるならば、その家族の方を通じて知らせるとか、それでもなおかつ、障害者に行き届かないときには、どういう体制をとって知らせればいいのか、こういうことを考えるのが必要なことではないでしょうか。

今、メールがすべてのようなことをおっしゃってますけども、メールも持っている人もあれば持ってない人もあります。ですから、メールをやらなければ災害体制できないような、こういう質問の仕方というのは、私はいかがかと。

森町は、全世帯に災害のときに聞こえるように同報無線を設置したわけですね。そして、同報無線を通じて避難勧告をするわけです。じゃあ町外にいる人にどうやって避難勧告するんですか。町内にいる人が町外にいる家族と連絡し合っていただくことが必要なことじゃないですか。

まあ、そういう諸々のことで、メールの問題については、個々具体的に必要なことについては今後も続けていこうと、残念ながら私の任期は3月の9日まででございますから、今後のことについて質問されても、私は困りますけども、少なくとも森町がこの防災行政無線に取り組んできたことについて、あたかも非難されるようなことを言われますと、私はがっかりします。以上です。

議 長 ( 榎原淑友 君 ) 1番、伊藤和子君。

1番議員 ( 伊藤和子 君 ) 今後について質問されても困るというようなご答弁を頂きました。それについては、私ものがっかりさせていた



できました。

私は町長の今までの取組を大変評価しております。町長でなければできないこと、私は幾度も、先ほど申し上げましたように賛成討論をさせていただきました。今回は私は防災メール配信は町民の皆様方全員に、障害をお持ちの方々にも平等に、情報伝達の必要性を感じましたので、今回このような質問をさせていただきました。

今後、必要性をご理解していただけるまで、私は次の町長に対しても提案をし続けたいと思っております。以上で私からの質問を終わらせていただきます。

議長 ( 榑原淑友君 ) 質問ではありませんね。

しばらく休憩をします。再開を12時45分から行います。

( 午前11時37分 ~ 午後0時45分 休憩 )

議長 ( 榑原淑友君 ) 休憩前に引き続き会議を再開します。

6番、西田彰君。

6番議員 ( 西田彰君 ) 6番、西田でございます。通告に従い、2点質問をさせていただきます。

1点は、マイナンバーカードについてであります。マイナンバーに関して、法律が先行し、国民への周知・理解は進んでいるとは思えません。そこに制度の矛盾があると考えています。通知カードが各世帯へ届けられているようだが、全国的には12月いっぱいでも届かない可能性が指摘されています。メリットのみが行政側から流され、デメリットは知らされない。これでよいのか疑問である。

以下の3点についてお伺いします。

森町の現在の通知カードの配達状況について伺います。

2番目には、ホームページでは「カード申請は希望者に」とあります。全世帯配布のパンフレットには「希望者」「任意」という文言がございません。法律でも明記されている以上、これは不誠実ではないかと思いますが、どうでしょう。この法律というのは、第17条「市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、そ

の者に係る個人番号カードを交付するものとする。」となっています。そのためにホームページでは希望者にと入っていると思うんですが、この冊子にはありません。

三つ目には、町民にとってのデメリット、個人で気をつけなければならないことを明確に知らせるべきだと思いますが、どうでしょう。

2問目は、公共施設を含めWi-Fi化等、IT利用促進の考えについてお伺いします。

議会報告会等でも、公共施設、観光施設にWi-Fi化、IT化を促進してほしいという要望が出されています。広い年代、観光客等、利用者は拡大の一途であり、車と同じように、これからの社会生活に必要なものになると思います。災害、イベント情報などのメール配信も同様であります。

こうした事業は大きな予算を必要としないと聞いています。ただ、システム化に詳しい優秀な人材が必要とは聞いています。今後の森町の発展にはどうしても必要であろうから、直ちに取組を始めることを期待しますが、考えをお伺いします。

議 長 ( 榑原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄 君 ) 西田議員のご質問にお答えいたします。はじめに「マイナンバーカード」について申し上げます。

1点目の「森町の通知カードの配達状況について」のご質問でございますが、10月5日時点で住民票を有するすべての方に番号が附番され、森町では11月3日から各世帯へ通知カードの配布が始まり、12月3日には、既に全世帯への配布が完了しております。そのうち、不在等により役場に返戻された数は419世帯分ありましたが、その中には、死亡によるもの8通、転出によるもの10通、国外転出者4通、受取拒否も2通ありました。また、受取可能な残り395通のうち、212通については、電話等による連絡により既に役場に受け取りに来ていただいております。したがって、12月17日現在、役場で保管しているものは、183通となります。

この残りの通知カードについても、電話や同報無線など様々な手段を講じて、できるだけ早くお手元に届くよう努めて参りたいと存じます。

2点目の「ホームページでは『カード申請は希望者に』とあるが、全世帯配布のパンフには『希望者』『任意』という文言がない。法律でも明記されている以上、これは不誠実と思うがどうか」につきましては、まず、ホームページでは「個人カードご希望の方は」という表現で申請方法を記載しているところです。次に、全戸配布のパンフレットですが、6ページ中段の表の中で通知カードの対象欄では、「住民票を有する人全員」、個人番号カードの対象欄では「申請者のみ」として対象者を区別しております。確かに、希望者という言葉を使ってはおりませんが、「申請者のみ」という言葉を使ったことにおいて、「希望者」と同じような意味だと、このように考えております。

また、番号法では、第17条第1項において「当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。」と規定されているだけですので、ご理解を頂きたいと思えます。

なお、マイナンバー制度の周知について他市町では、広報誌、チラシの配布は行っておりますが、広報誌に加え、パンフレットを全戸配布している市町は、県内では森町以外にないと伺っております。当町においては、町民に少しでもマイナンバーを理解していただくため、パンフレットを配布したところがございますので、議員におかれましても町民の方からの問合せがありましたら、パンフレットを参考にいただければと、このように思っているところがございます。

3点目の「町民にとってデメリット、個人で気をつけなければならないことを明確に町民に知らせるべきだがどうか」についてですが、町においては、個人番号の導入に当たり、関係条例の整備に加え、職員の制度への理解を深めるため個人情報保護研修を実

施するとともに、セキュリティ対策としてシステム改修を行うなど、万全を期して準備して参りましたので、現在のところ町民へのデメリットは見受けられないと考えております。

また、町民の方々に対してのお願いは、通知カード又は個人番号カードを紛失しないよう管理を徹底していただき、万が一紛失した場合にはカードの利用を停止し、再発行の手続きをしていただくよう広報しているところでございます。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり町民への情報提供は大切と考えますので、今後も広報誌、ホームページ等で広報をして参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「公共施設を含めWi-Fi化等IT利用を促進すべきと考える」について申し上げます。

まずWi-Fiとは、無線によるネットワーク接続の形態を言い、公共施設のWi-Fi化となりますと、一般的には公衆無線LANを使用し、一般開放されたアクセスポイントを利用して、誰でもインターネットへのアクセスができるサービスとなります。

町では、Wi-Fiいわゆる公衆無線LANを町民生活センター利用者向けに平成25年度に設置し、新設された森アリーナにも設置して、現在2箇所での利用が可能となっております。

議員ご指摘のとおり、公共施設のWi-Fi化、公衆無線LANの導入は住民サービスの向上に限らず、観光情報の提供、災害時の情報伝達手段の確保として有効であると考えております。

このことから、不特定多数の利用が想定されますので、セキュリティ対策に配慮しながら、町主体で役場庁舎、文化会館、保健福祉センター等の公共施設への早期設置に向けて、具体的な検討をして参りたいと存じます。

また、観光客のインバウンド対策として、観光施設などの民間施設でのWi-Fi利用の拡大については、それぞれ民間事業者の力を活用して参りたいと存じます。また、アクティ森にも働きかけて参り

たいと思います。

一例を申し上げますと、売上げが見込めてモバイル電波の届く場所では、無線LAN機器をセットした飲料などの自動販売機が設置可能であるとのこと。この方法ですと廉価に無線LANスポットを設置できます。こうした手段も含めて整備手法や整備範囲を検討して参りたいと存じます。

なお、イベント情報等についてのメール配信につきましては、先ほどの伊藤議員の答弁で申し上げたとおり、広報もりまちや町内回覧、森町のホームページへの掲載、また同報無線等でお知らせして参りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長  
6番議員

( 榊原淑友 君 ) 6番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) マイナンバーに関しては、町民の皆さんがどうしたらいいんだろうねという声も聞きます。申請者のみ、あるいは任意であるよと言うことがやはり徹底されるべきだと思います。

というのは、不安に伝えるにはそのことがしっかりと住民に伝わらなければ、なかなかマイナンバーに対する不安というものが消えない。それもやはり新聞等、皆さん読んでいく中で、マイナンバーの本当のメリットというか、デメリットというか、そういったものが常に報道される中で、個人の情報がすべて明らかになってしまうとか、これからマイナンバーが更にいろいろなものと結びつけられていくようになりますと、例えば銀行口座、また資産、そういったものもすべて分かってしまうというようなことになるということ、その管理とかカードの管理とか、持ち歩きに注意をすとか、そういったものが大事になってくると思います。

今、森町でこの時点で、カードの申請をされた方がおられるかどうか、その辺をまずお伺いします。

それから、やはり今言ったように、デメリットというものが、町民にとってのデメリットというものがあると思います。行政側から

すれば、これは便利ですよ、私たちはこういう事務的なことも効率よくできるようになりますよということになるんですが、町民側から見た場合のデメリットというものが、なかなか伝わってこない。このパンフにおいてもそれはないということで、そこをもう少し明らかに、町民に知らせる必要があるのではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

それからWi-Fi化に関しましては、これから今の世の中の情勢として、必要不可欠になってくるということで、検討していきたいということでございますが、私たちくらいの者、まあお歳の方も結構インターネットを使っている人たちも増えていまして、私たち以上に進んでいるっていう方もいらっしゃいます。

若い人たちは子どもから、小さなもう小学校の上がる前からもう、そういうのを使えるというような状況で、もうそれがなければ一日が過ごせないという状況になってくると思うんですが、そういう点で、やはりこの施策というものは、早急にやるべきだというふうに考えます。

これが森町にどんなメリットとして返ってくるかということも考えれば、非常に大きなものになると思いますので、もしこれを予算化していくとなると、先ほど町長が答弁されましたように、自動販売機なんかにつけていくとか、そういうことになりますと、どれぐらいの予算を考えていけば、町としてできるような財政状況なのかどうか、そういったこともお答え願えればと思います。

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄 君 ) マイナンバーの質問については、非常に細部にわたりますので、また、これからのことでもございますから、それぞれの課長に答弁をさせたいと思いますけども、お願いします。

また、カードの申請件数については住民生活課長から答弁させます。

Wi-Fiについても、同じく総務課長の方から答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

今質問の中で、Wi-Fi、インターネットを使っている方はっていうことなんですけども、インターネットはパソコン等で使う場合には、Wi-Fi化のメリットはないんですね。やっぱりスマートフォンでインターネット等を使って、データの大きい内容を手に入しようとするときには、データ料金がかさみますので、その場合にWi-Fiをつなぐと、非常に安く、あるいは無料で使うことができるということで、やはり皆さんがスマートフォンを使いながら、インターネットの情報を入手したいというときに、Wi-Fiがあったら便利だなという思いをしているのではないかなと、このように思いますので、蛇足でございますが、そのように答弁させていただいて、他のことについては関係課長から答弁させますので、よろしくをお願いします。

議 長  
住民生活  
課 長

( 榑原淑友 君 ) 住民生活課長。  
( 幸田秀一 君 ) 住民生活課長です。個人番号カードの申請数ということですが、直接希望される方につきましては、J-LIS、国の方に申請をしていただいておりますので、森町からこれまでに何件申請をされたかというのは、数字は分かりませんが、先ほどメールが来ましてですね、1月以降にこちらに個人番号カードが届く数っていうのがありまして、1月4日に森町では3件、国から発送する件数なんですけど、1月8日に43件を予定しているということですので、少なくともその数は届くかと思えます。以上です。

議 長  
総務課長

( 榑原淑友 君 ) 総務課長。  
( 杉山真人 君 ) 総務課長です。町民の方へのデメリットあるじゃないかと、このようなご質問でございますが、町といたしましては、まずは皆さんが一番心配されている、個人情報の漏えい、これをいかに防御するかと、こういうことで、まずはいろいろ関連条例を上程させていただいて、今まで議決していただいていたと、で、例えばいろいろな事務がありまして、そうした中で町では特定個人情報保護評価計画管理書というものを策定しまして、いかに情報の漏えいがないかと、こういうことを保護するかと、こういうこともやっております。

それから、町長の答弁にもありましたとおり、職員への研修、これまで何回かやりまして、ほぼ130人前後の職員に対して研修を行っております。また、条例の答弁の中でも申し上げましたとおり、扱える人間というものは限られております。その職員以外はマイナンバーを扱えないと、こういうようなシステムでやっていきたいと考えておりますし、現在この取扱いの、森町特定個人情報等取扱規程というものも、今策定をしております、1月1日から始まりますので、年内にはこの規程を策定して、情報の漏えいをしないように、町としてはいろいろと練っているところでございます。

ですから、今のところは町長の答弁のとおり、見受けられないと答弁させていただきたいと思っております。

それから、Wi-Fi化でございますが、やはり予算どうだと、こういうことでございますが、Wi-Fi化自体への金額というのは、それほどかかるものではありません。ただし、これも町長の答弁の中にもありましたとおり、セキュリティ対策というのは、インターネットにつながれますと、どうしても、もしかしたら町の情報が見れてしまうかもしれないと、こういうこともございますので、もしWi-Fi化するとなると、他の回線、それに関した回線をどうしても作らざるを得ないと、こういうことでございますので、そこに多少金額がかかる。

それから、維持費といたしまして、やはり回線を借りる場合にはその月々の使用料が今見積りをとっている中では、安いところもありますし、最大で5,500円くらい、月々、一括でかかるのではないかと、このように考えておりますので、そうした管理費等も、これからもしかかる場合もあるかと、こういうことでございます。以上です。

議長  
6番議員

( 榎原淑友君 ) 6番、西田彰君。

( 西田彰君 ) 今カードの申請されたんではないかという件数が、お答えがありました。住民基本カードでしたか、あれが500件余りということで、なかなか周知ができなかったと。また、町



民の中からそれを申請する方もなかったということでございますが、国レベルでいけば、相当なお金をこのマイナンバーにはかけていますし、この森町においても30,000千円近くが、補助金がきているとはいえかかっていると、また、今後の維持費なんかもかかってくるという中でね、やはり本当にこれが町民にとってのメリットなのかなという気もいたしますが、先ほど住民生活課長のお答えの中では、数字だけでございましたけども、マイナンバーの町民にとってのメリット、デメリットを再度お知らせ願えればと思います。

それから、Wi-Fi化ですけども、一応参考に、今2箇所ついているということですが、どれぐらいの費用がかかっているのか教えてください。

議 長  
総務課長

( 榊原 淑 友 君 ) 総務課長。

( 杉山 眞 人 君 ) 総務課長です。住民生活課長へのご質問ですが、私の方からお答えをさせていただきます。

住民の方のメリットというのは、やはり各申請事務において、それぞれの申請書類を揃える必要がないと、じゃあ所得証明持ってきなさいとか、受給者資格の確認なんかもするに手間取ったり、番号を利用することによって、事務が迅速にできますので、まずは町民の方の負担がはっきり言って軽減されると、まずこれがメリット。で、例えば申請をするときに、皆さんもご経験があるかと思いますが、いろいろ書類を添付するわけですよ。ですが、番号を使えば、それぞれのところと連携するわけですから、先ほどの連携事務、議決していただいたものですから、それによって、それぞれの所得証明は税務課の連携で見ると、そういうことで、正直言って住民の方がわざわざ所得証明をとりに行く必要もない、そういったところがやはりメリットではないかと。

デメリットというのは、先ほど私が申し上げたとおり、デメリットがないように、町といたしましてはいろいろと対策を講じて参りました。ですから、現在のところは見受けられないと、町長の答弁にもありましたとおり、今のところは町としては考えられていない

と、こういうことをご了解を頂きたいと思います。

Wi-Fi、町民生活センターと体育館、幾らかかっているかというご質問でございますが、町民生活センターにつきましては、電話料金の回線の中でやっておりますので、独自でやっておりますので、今私のところで、資料ですと、大体月あたり5,500円かかっているじゃないかと思います。それは、体育館も同程度の金額かと思えます。以上です。

議長 ( 榎原淑友 君 ) 答弁の補足を。

総務課長 ( 杉山眞人 君 ) 先ほど申し上げたとおり、町民の方にデメリットがないように、町としてはいろいろ準備を進めて参りましたので、今のところは考えておりません。以上です。

議長 ( 榎原淑友 君 ) これで一般質問を終わります。

日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 榎原淑友 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

( 午後1時14分 ～ 午後1時15分 休憩 )

議長 ( 榎原淑友 君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただ今、町長から、議案第78号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程1の第1として、議題にしたいと

思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長

( 榊原淑友 君 ) 「異議なし」と認めます。

議案第78号を日程に追加し、追加日程1の第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程1の第1、議案第78号「平成27年度森町一般会計補正予算(第7号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長

( 榊原淑友 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 ) ただ今上程されました、議案第78号「平成27年度森町一般会計補正予算(第7号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、去る11月27日に町議会議員の辞職を受け、議員に欠員を生じた旨の報告が選挙管理委員会にあったことから、公職選挙法第113条第3項第3号にもとづき、議員の補欠選挙を、来年2月14日執行の任期満了に伴う町長選挙と同日投開票することになりました。

これを受け町議会議員補欠選挙に係る経費を計上するもので、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,547千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,892,556千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款5項6目、町議員会議員補欠選挙費2,547千円につきましては、全て選挙に必要な経費の補正でありまして、主なものにつきましては、投・開票事務に従事する職員諸手当746千円、選挙用ポスター掲示板の作製のための消耗品費355千円、投票用紙印刷等の印刷製本費259千円、選挙用ポスター掲示場設置及び

撤去の委託料623千円等を計上するものであります。

次に、5・6ページの歳入であります。財源はすべて繰越金で対応することとし、19款1項1目、繰越金2,547千円を計上させていただくものであります。

以上が、平成27年度森町一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 （ 榊原淑友 君 ） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 （ 西田 彰 君 ） 非常に単純な質問なんですが、掲示板が町長選と一緒に選挙をやるということで、便乗選挙と言われると思うんですけども、経費もかなり安く上がると思います。ただ、その掲示板が結構、一人だろうが二人だろうがでかいのがつくんですね、普通ね。で、その補欠選挙がまた別にそのような掲示板がつくということになると思うのですが、非常に無駄のように思うんですが、1枚の掲示板の中に、町長選と分けるっていうことは可能なんですかね。

議長 （ 榊原淑友 君 ） 総務課長。

総務課長 （ 杉山真人 君 ） 総務課長です。やはり、町長選と町議の補選、一緒に掲示板にいたしますと、町民の方が間違える可能性がやはり大きいというところがございますので、やはり別にしないといけない。それから、選挙そのものが違いますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。枠は、やはり立候補者、こちらで把握することはできませんので、ある程度の立候補者が出ても対応できるように作っております。今回は6人、町長選も6人の枠でやりたいと思います。以上です。

議長 （ 榊原淑友 君 ） 他に質疑はありませんか。

5番、鈴木托治君。

5番議員 （ 鈴木托治 君 ） 今回の町議会の補欠選挙であります。既に1名が議員を辞職して町長選に出るということでありますが、これもし今後もう一人の方が議員辞職をした場合の経費もほとんど変

わらないとみてよろしいでしょうか。

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 総務課長。

総務課長 ( 杉山眞人 君 ) 今回の補選は、一人でも二人でも同じ金額で経費は計上しております。実際かかる経費は同じでございますので、以上でございます。

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第78号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議 長 ( 榊原淑友 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第78号「平成27年度森町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

( 午後1時22分 ～ 午後1時35分 休憩 )

副議長 ( 山本俊康 君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、議長榊原淑友君から議員の辞職願が提出されました。

お諮りします。

榊原淑友君の「議員の辞職」の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

副議長 ( 山本俊康 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、榊原淑友君の「議員の辞職」の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

( 午後 1 時 3 7 分 ~ 午後 1 時 3 8 分 休憩 )

副議長

( 山本俊康君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程 2 の第 1、榊原淑友君の「議員の辞職」の件を議題とします。

職員に辞職願を朗読させます。

( 職員朗読 )

副議長

( 山本俊康君 ) お諮りします。

榊原淑友君の「議員の辞職」を許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

副議長

( 山本俊康君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、榊原淑友君の「議員の辞職」を許可することに決定しました。

ただ今議長が欠けました。

お諮りします。

「議長の選挙」を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

副議長

( 山本俊康君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

しばらく休憩します。

( 午後 1 時 4 0 分 ~ 午後 1 時 4 2 分 休憩 )

副議長

( 山本俊康君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程 3 の第 1、「議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

( 議場を閉める )

副議長

( 山本俊康君 ) ただ今の出席議員数は、10人です。

次に、立会人を指名します。

森町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に西田彰君、亀澤進君、片岡健君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

( 投票用紙の配布 )

副議長 ( 山本俊康君 ) 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

( 「なし」と言う者多数 )

副議長 ( 山本俊康君 ) 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

副議長 ( 山本俊康君 ) 「異常なし」と認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

事務局長 ( 三浦健君 ) ただ今から点呼しますので、順番に投票願います。

( 投票 )

副議長 ( 山本俊康君 ) 投票漏れは、ありませんか。

( 「なし」と言う者多数 )

副議長 ( 山本俊康君 ) 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

西田彰君、亀澤進君、及び片岡健君、開票の立会いをお願いします。

( 開票 )

副議長 ( 山本俊康君 ) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票8票、無効投票2票です。

有効投票のうち、片岡健君7票、西田彰君1票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、片岡健君が議長に当選をいたしました。

議場の出入口を開きます。

( 議 場 を 開 く )

副議長 ( 山本俊康君 ) ただ今、議長に当選された片岡健君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

11番、片岡健君、発言があれば、発言を許します。

11番、片岡健君。

議長 ( 片岡健君 ) 一言、ご挨拶を申し上げます。

ただ今、議員各位のご支持を頂きまして、残任期間ではありますけれども、お受けいたしたいと思っております。責任は重大でありますけれども、議員の皆様方、また、職員の皆様方のご協力を得ながら、一生懸命努力していく所存でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

副議長 ( 山本俊康君 ) 議長、議長席にお着き願います。

これをもって、副議長の職務は、全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

議長 ( 片岡健君 ) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年12月森町議会定例会を閉会します。

( 午後1時55分 閉会 )



以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成 27 年 12 月 21 日

森町 議 会 議 長

会 議 録 署 名 議 員

同 上